

所沢市立小中学校空調設備整備事業
（設計施工一括発注方式）
事業者選定基準

2019年3月

所 沢 市

所沢市立小中学校空調設備整備事業（設計施工一括発注方式） 事業者選定基準

第1 総則

1 事業者選定基準

所沢市立小中学校空調設備整備事業（以下、「本事業」という。）では、小中学校への空調設備整備に係る設計及び施工等の一連の業務について、設計・施工業務及び価格に関する提案を公募し、優秀と認められる提案を行った事業者を優先交渉権者として選定するものである。

本事業者選定基準は、本事業の優先交渉権者の選考方法及び審査基準等を示すものである。

2 所沢市立小中学校空調設備整備事業者選定委員会の設置

企画提案方式により優先交渉権者を選定するにあたり「所沢市立小中学校空調設備整備事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置し、優先交渉権者選定に係る審議を行うものとする。

第2 審査の枠組み

1 優先交渉権者選定までの手順

優先交渉権者選考に至るまでの手順は表1に示すとおりである。

表1 優先交渉権者選考までの手順

No.	項目	内容
1	質問回答	・事業者より質問を受け、ホームページにて回答を公表する。
2	参加資格審査	・事業者の参加資格の有無について審査する。
3	提案書の提出・審査	・参加資格適合者から提出された提案書一式を受け付け、提出物に不備がないか確認する。 ・提案書について、選定委員会で審査を行う。
4	提案書のヒアリング	・選定委員会は、実績・体制・技術提案書の内容を確認するために、プレゼンテーション方式によるヒアリングを実施する。
5	提案書の審査	・選定委員会は、本選定基準に基づき、実績・体制・技術評価点を算出する。 ・選定委員会は、実績・体制・技術評価点と価格評価点を合算し、総合評価点を算出する。
6	優先交渉権者の選定	・選定委員会は、総合評価点が最も高い者（優先交渉権者）と、次点のもの（次点候補者）を選定する。

備考）優先交渉権者との契約に至らなかった場合、次点候補者との契約に向けた協議を行う。

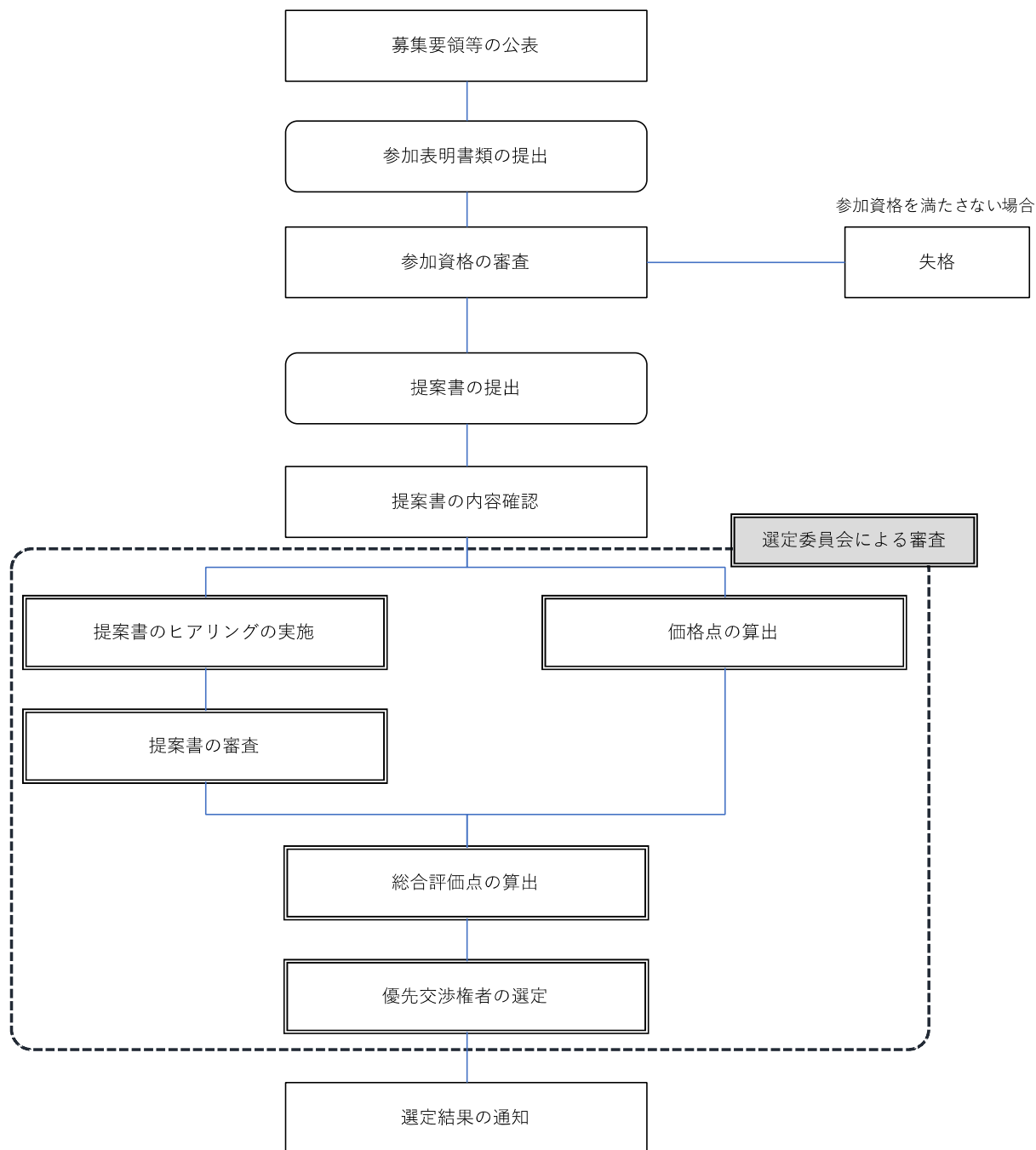


図1 優先交渉権者選定までの流れ

2 参加資格確認

参加者から提出された参加表明書及び参加資格の確認に必要な資料（様式 2-1~2-6）を基に、参加者の参加資格の有無について審査する。

参加資格適合者についてのみ、提案書の提出が可能なものとする。

3 提案書審査

参加資格適合者から提出された提案書について、要求水準書に示された要件を満足する内容で、かつ事業としての妥当性を有しているかなどの審査を行う。

(1) 提案書の内容確認

提出書類の不足、体裁の誤り、書類間での記載の不整合など提案書として適切なものとなっているか確認を行う。

(2) 提案内容のヒアリングの実施

ア プレゼンテーション

提案書を提出した事業者は、選定委員会において提案内容の説明を行う。

イ ヒアリング

選定委員会は、事業者の提案内容の説明後、続けて質疑によるヒアリングを実施する。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングの時間等の詳細は、別途通知する。

(3) 提案書の審査

提案書に係るヒアリングの結果、及び提案書の記載内容について、本選定基準に基づき審査を行い実績・体制・技術評価点を算定する。

実績・体制・技術評価の基準は4(2)に記載のとおりである。

(4) 価格評価点算出

提案価格審査は、価格提案書に記載された提案価格が提案上限額の範囲内にあることの確認を行い、提案価格を点数化する。

点数化の方法は、4(2)に記載する。

(5) 総合評価点算定

実績・体制・技術評価点に価格評価点を加えて総合評価点を算出し、優先交渉権者を選定する。総合評価点は、1,000点満点とする。

なお、総合評価点が同点の場合には、実績・体制・技術評価点が高いものを優先交渉権者として選定する。これも同点の場合は、選定委員会の協議により優先交渉権者を選定する。

提案書審査に進んだ参加者が一者であった場合には、実績・体制・技術評価点の点数が800点の60%以上であれば、当該提案を最優秀提案として特定する。その後契約に向けた協議を行う。

4 提案書の評価基準

(1) 実績・体制・技術評価について

ア 実績・体制・技術評価の配点は800点とする。

イ 実績・体制・技術評価の提案内容に対する評価の視点及び配点は表2のとおりとする。

ウ 実績・体制・技術評価の提案内容について、表2及び表3に示す評価項目・評価基準にならい、評価点を算出する。

なお、点数化にあたっては、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで算定する。

$\text{総合評価点} = \text{実績・体制・技術評価点} + \text{価格評価点}$
--

表2 「実績・体制・技術に係る審査」の評価項目及び配点

【実施体制】

No.	項目	評価の視点	配点
1	実績	・過去10年以内に官公庁に係る空調設計・施工実績の有無	50
2	実施体制	・業務実施体制の役割分担の明確性 ・本事業遂行のためのマネジメント手法の妥当性 ・業務履行体制の信頼性	50
小計			100

【事業工程】

No.	項目	評価の視点	配点
3	プロジェクト管理	・事業全体を円滑に進めるための統括管理手法の妥当性 ・設計・施工間の調整の手法の妥当性 ・各業務分担の明確化 ・施工をブロック化するなど多くの拠点を管理する手法の妥当性	50
4	工事計画	・実現可能で適切な工事工程の妥当性 ・工事工程を短縮するための方策の具体性 ・工事工程計画を遵守するための工夫 ・学校との調整方法の妥当性	50
小計			100

【設計・施工の実施方針】

No.	項目	評価の視点	配点
5	事業全体の実施方針	・本事業の意義、課題の理解 ・提案の具体性と実現可能性 ・設計と施工を一体で行うための工夫 ・複数校での設計・施工での品質確保の工夫	40
6	設計業務の実施方針	・空調設備の選定方法の妥当性 ・空調設備の稼働や設定・設置箇所周辺への影響への配慮の妥当性及び工夫 ・熱負荷計算の方法の妥当性 ・維持管理やライフサイクルコストへの配慮	40
7	施工業務の実施方針	・工事の品質管理方針の妥当性 ・施工方法の例示など実施方法の具体性 ・騒音対策や副産物対策などの妥当性	50
8	その他	・独自技術・知識の活用等、効果的な追加提案	20
小計			150

【学校への配慮】

No.	項目	評価の視点	配点
9	学校運営への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の設置に伴う教育環境・周辺環境への配慮方針の妥当性 ・施工にあたっての学校運営への配慮方針の妥当性 ・休日・休工中の防災・防犯対策の妥当性 	40
10	就学環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・室内空気環境に対する配慮が行われているか 	40
11	児童・生徒の安全への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・施工に伴う児童・生徒への安全確保の方法の妥当性 	40
小計			120

【環境への配慮】

No.	項目	評価の視点	配点
12	まちごとエコタウン構想との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の特徴（他の施策連携など）を踏まえた提案か ・国や市場等の動向を踏まえ、先進性かつ独自性を有する提案が示されているか 	50
13	環境に配慮した機器	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷に配慮された設備選定が行われているか 	30
14	環境教育・学習への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー管理の導入や見える化など、環境教育・学習に配慮した提案が行われているか 	50
小計			130

【地域活性化への配慮】

No.	項目	評価の視点	配点
15	地域活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・単独事業者又はグループへの市内事業者が含まれるか ・本事業における地域社会・地元企業への貢献が見られるか 	200
小計			200
合計			800

表3 「実績・体制・技術に係る審査」の採点方法（5段階評価）

評価	評価	評価の点数化
A	当該評価項目において非常に優れている。	項目ごとの配点×1.00
B	当該評価項目において優れている。	項目ごとの配点×0.75
C	当該評価項目において、一定の効果が認められる提案がなされている。	項目ごとの配点×0.50
D	当該評価項目において、ある程度の効果が認められる提案がなされている。	項目ごとの配点×0.25
E	当該評価項目において、効果が認められない、または提案に具体性がない。	項目ごとの配点×0.00

(2) 価格点の算定方法

ア 価格点の配点は 200 点とする。

イ 価格点の点数化の方法は、以下のとおりとする。なお、点数化にあたっては、小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで算定する。

$$\text{価格評価点} = (\text{最低提案価格} / \text{提案価格}) \times \text{配点}$$

最低提案価格：提案者から提出された提案価格のうち最低の価格